



法務史料展示室だより 第六号

# 時をたずねて

季刊 二〇〇五年七月

## 「史料は語る」第六回

### 明治五年監獄則

②

「監獄則并図式」(以下、「明治五年監獄則」と記します)は、有名な「緒言」で始まります。

獄トハ何ソ罪人ヲ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ

獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ残虐スル者ニ非ス人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス(以下略)

この「緒言」は、監獄の目的は苦痛を与えることにあるのではなく、人々を懲戒し、教化することにあると宣言したものと受け取られています。

「明治五年監獄則」には、この宣言に示されたとおりの画期的な要素が数多く取り入れられています。自由を剥奪する刑罰であ

る「自由刑」の全面的採用を念頭に置いた点もその一つです。

江戸時代から明治初期にかけて、わが国では、幕府の石川島人足寄場や、熊本藩・福岡藩をはじめとする諸藩において、いわゆる「自由刑」の萌芽がみられることが指摘されていま

す。しかし、その一方で、一定の地域から犯罪者を追放する刑罰である「追放刑」や、肉体に直接的な危害を加える「笞刑」・「杖刑」などといった刑罰も、引き続き存在していました。

監獄制度の近代化を目指した明治政府は、まず、このうちの「追放刑」を

明確にされてゆくこととなります。

「明治五年監獄則」に表れた理念が実現するまでには、その後も長い時間が必要ではありましたが、ここで、「自由刑」への一本化という明確なビジョンが示されたことは評価に値するといえましょう。

廃止します。さらに、「明治五年監獄則」の草案が完成した頃、「笞刑」・「杖刑」を廃止し、「自由刑」である「懲役刑」に代えるとの方針を打ち出したのでした。この「懲役刑」は、西欧の制度を参照し、犯罪者の更生・職業訓練をも目的としたものでしたが、こうした理念は、「懲役刑」の採用を前提とした「明治五年監獄則」において、より

## 人～第六回『小原重哉』②

おはらしげちか(または「しげや」)

法務史料展示室に展示されている「明治五年監獄則」では、十字型放射状の建造物が描かれたページが開かれています。この法令には、このように建造物や備品の詳細な絵図が多く挿入されています。

これらの絵図は、イギリスの植民地であった香港やシンガポールに出張して西洋型監獄の視察を行った、小原重哉のスケッチなどを参照したと考えられており、「明治五年監獄則」の制定にあたって、小原が作画の面からも大きな役割を果たしていることが分かります。

そしてこれには、小原の持つもう一つの才能が関わっていたといえます。小原は、獄制改革に尽力した人物として知られる一方で、画家としても名を馳せていました。小原をめぐる文献によれば、彼は、「米華」と号して数多くの著作・作品を遺しており、また、岡倉天心に乞われて絵画についての講演を行い、あるいは明治天皇の御前で筆を執るの光栄に浴すなど、当時の画壇にその名を轟かせていたことがうかがわれます。

「明治五年監獄則」は、わが国で初めて、西洋の監獄構造を取り入れた点でも評価されていますが、そこには、画才に秀でた小原重哉ならではの貢献があったということができそうです。



# 「歴史を歩く」第六回 稲村ヶ崎

江ノ電稲村ヶ崎駅で下車して南へ進むと国道二三四号線に出ます。この国道沿いに東へ進んだ辺りが、「稲村ヶ崎」です。今回は稲村ヶ崎を取り上げ、南北朝の動乱を描いた『太平記』の世界に触れてみることにしましょう。

元弘三年(二二三三)五月八日、新田義貞は上野国新田荘(現在の群馬県新田町)で鎌倉幕府打倒の兵を挙げました。鎌倉街道(鎌倉につながる道)を南下した義貞軍は、小手指河原(埼玉県所沢市)などでの激戦を経た後、

鎌倉へ突入しました。五月十八日のことです。軍事都市として防御機能が整備された鎌倉に入るには、鎌倉七口と呼ばれる防衛線(「切通し」や「坂」)を突破する以外に方法がなく、新田軍は三手に分かれ、極楽寺切通し・巨福呂切通し・化粧坂から鎌倉へ侵攻しました。『太平記』には、大将義貞は化粧坂方面で戦い、その後、苦戦する別働隊(大館宗氏指揮・後に戦死)を援護するために、極楽寺方面へ回ったと記されています。ちなみに、極楽寺方面では、幕府軍が切通し及び南側の稲村ヶ崎海上の防御を固めていました。

ところで『太平記』には、大将義貞率いる軍勢が別働隊と合流した二十一日、一つの奇跡が起きたとの叙述があります。それは、義貞が金作りの太刀を海中に捧げて「潮を万里の外に退け、道を三軍の陣に開かしめ給へ」と龍神に祈ったところ、突然海水が引き、海上の幕府軍は遠く沖合に流され、広い陸地が現れたというものです。そして新田軍は、この干潟伝いに鎌倉へ突入

し二気に幕府軍を追い詰めました。北条高時以下幕府の主だった人々が東勝寺で自刃し、鎌倉幕府が滅亡したのは翌二十二日のことです。

さて、この義貞の伝説にはどこまで信憑性があるのでしょうか。果たして、海水が引くという現象は本当に起こり得たのでしょうか。明治時代以降現代まで、多くの学者によつてこの問題は取り上げられ、当時の気候・海面の高さ・海底の隆起等、様々な調査・検証が行われてきました。そして現在では、少なくとも大潮の干潮時には、稲村ヶ崎を歩いて渡ることは十分可能であり、義貞が干潮を利用して稲村ヶ崎を突破したのは事実であろうと推測されています。

新田義貞はその後、後醍醐天皇の厚い信任を受けましたが、足利尊氏との対立を深め、南北朝の動乱の中、越前国藤島(現在の福井県福井市内)で戦死しました。暦応元年(二二三八)閏七月二日、稲村ヶ崎を突破し鎌倉幕府を倒した栄光の日から、わずか五年後のことでした。

▼ 稲村ヶ崎周辺地図



## 歴史の中の法律語(第六回)「道理」

「道理」という言葉は、もともとは中国の古典に見える言葉のようですが、日本での使用も古く、「続日本紀」養老二年(七二八)の条に既に見ることが出来ます。しかし、特に盛んに使用されるようになったのは、中世以降のことです。

中国の律令を継受した我が国の古代律令社会が解体する過程で、特に武家社会を中心に、生活の根底に存在する慣習的な規範が意識されるようになっていきました。この慣習的な規範をベースにした社会通念上の正義というものが道理であり、武家社会の根幹をなすものでした。貞永元年(二二三三)、武家政権による日本最初の成文法「御成敗式目」が制定され、裁判の公平・円滑な処理と承久の乱以降の秩序混乱の收拾が図られました。そこに示されたものは、当時武家社会で広く認識されていた道理でした。「御成敗式目」施行にあたり、執権北条泰時が記した第重時宛の手紙には、「ただ道理のおすところを記され候」と述べられ、式目の規定が道理の成文化であることを強調しています。すなわち、武家社会では、法とは道理そのものであったと言えるでしょう。

しかし次第に、道理と対立する内容を持つ法規規範が制定されるようになり、その効力において、道理が法規規範を上回ることができない場合も生まれてきました。例えば、鎌倉幕府追加法に見える召文違背の咎は、法廷への出頭命令(召文)を無視して出頭しないものは自動的に敗訴するという規定で、ここでは道理・非道理を論ずる必要はないと決められていました。鎌倉幕府は道理に基づく裁判を行う一方、次第に道理に代わる権力が定めた法を浸透させていったのです。

法とは道理そのものであった社会から、法が道理に優越する社会へと、この変化こそが、中世法の特徴と言えるでしょう。

現在も道理という言葉は、「物事の筋道」という意味で残り、広く使用されています。

法務史料展示室には平成七年の開館以来、多くの見学者が訪れています。限られたスペースの展示ですが、その展示品に見え隠れするエピソードや、日本の歴史にまつわる興味深い話を、この「法務史料展示室だより」で紹介しております。